



## 訪問介護における院内介助のチェックリスト

下記項目を確認し、チェックをしてください。

- 利用者の身体状況が「自立生活支援のための見守りの援助」や「直接的な介助」を要する状態です。
- 家族（同居・別居を問わず）による支援が不可能です。
- 介護保険以外の施策が活用できないか検討しました。
- 近隣で対応可能な病院はないです。
- アセスメントにより訪問介護員による通院・外出介助の必要性が明確になっています。
- 受付、会計、処方箋の対応、薬剤の授受等において援助が必要です。
- 見守り、身体介護がない時間帯の居宅での状況と矛盾していません。
- 通院日以外の身体介護の必要性と提供状況に矛盾していません。
- 身体的な介助が必要な場合、訪問介護員による「具体的な介助に必要な時間」（単なる待ち時間や単なる付き添い時間、診察時間は除く）のみを計画しています。
- 徘徊等で常時見守りが必要となる場合はその時間を計画しています。

被保険者氏名（ ）

被保険者番号（ ）

確認者(担当ケアマネ) 氏名( )